

【選定療養】精子の凍結保存についての当院の規定【同意書-06-013(2版2026年5月)】

(1) 精子の凍結保存期間・料金

- ① 精子の凍結保存期間は、凍結日から1年間です。
また、この間の凍結保存の料金は当院の料金表に準じます(詳しくは最新の料金表をご参照下さい)。
- ② 原則として凍結保存期間の延長はできません。

(2) 患者様から当院への連絡義務

※当院から患者様へ保存期間満了についての連絡義務はありません。

- ① 連絡先(住所や電話番号)が変更になる場合は、変更後1ヶ月以内に当院へ連絡して下さい。
- ② 夫が死亡した場合は、妻が1ヶ月以内に当院へ連絡して下さい。所定の書類をお渡しますので、署名して当院へ提出し、廃棄の手続きを行って下さい。
この場合、精子の所有権は当院に帰属し、精子は廃棄します。
- ③ 離婚した場合、妻が死亡した場合、妻が行方不明になった場合は、夫が1ヶ月以内に当院へ連絡して下さい。この場合、精子の所有権は夫に帰属し、夫との意思確認によって、その後の精子の取扱いを判断します。
- ④ 郵送にて書類を提出する場合、郵送時に何らかの事故が生じ、当院へ届かない場合は当院が責任を負うことはできません(必要に応じ、書留等をご利用下さい)。

(3) 精子の凍結保存期間内に廃棄を希望する場合

- ① 凍結保存期間内に廃棄を希望する場合は、当院へ連絡してください。所定の書類をお渡しますので、署名して当院へ提出し、廃棄の手続きを行って下さい。当院で書類受領後、廃棄を行います。

(4) 凍結保存精子の融解、および融解した精子を用いた治療を希望する場合

- ① 凍結保存精子の融解、および融解した精子を用いた治療を希望する場合は、医師との相談の上で「【選定療養】凍結保存精子の融解(解凍)の同意書」に署名し、当院へ提出して下さい。ただし、医師の判断で緊急に、凍結保存精子の融解が必要になった場合、口頭(電話)により意思確認を行ったうえで、融解を行い、後日「【選定療養】凍結精子融解(解凍)の同意書」に署名し、当院へ提出して頂く場合があります。
- ② 夫婦のいずれかでも凍結保存継続管理料等の未払がある場合は、治療開始の予約ができません。また、支払を行い、治療を開始した場合でも、治療中に新たに未払が発生した場合は、治療を継続することができません。

(5) 当院の閉院等で精子の凍結保存が継続できなくなる場合

- ① 閉院等で治療が行えなくなった場合は、原則として事前に連絡し、ご希望に応じて他院へ凍結保存精子を移送する手続を行う等、できる限りの範囲で対応しますが、移送先の施設は、患者様ご自身で探して頂きます。なお、移送に関わる料金は全て保険適用外となります。
- ② やむを得ない何らかの理由(医師の急死や感染症の蔓延等)で、突然閉院になった場合や、不慮の事故や災害(天災、火災等)が起こった場合、やむを得ず凍結保存の継続ができなくなる場合があります。

施設責任者 セキールレディースクリニック 院長 関 守利